

令和 2 年度地方大学・地域産業創生交付金の評価基準

1. 評価基準		関連する評価基準		評価					評価のポイント	
①	地域産業への波及効果	地域の優位性 地域全体への波及性及び大規模性 産業振興及び専門人材育成の一体性 KPIの妥当性及び実現可能性 自立性（自走性）	S	A	B	C	D	<ul style="list-style-type: none"> <li>本事業により、特色ある産業クラスターができる妥当性があるか</li> <li>本事業により、地域における若者の雇用創生が期待できるか</li> <li>地域として適切なターゲット（産業戦略）ができているか</li> <li>地域産業に資する専門人材育成における大学の役割は明確か</li> </ul>		
②	事業実施体制	産官学連携の実効性 自立性（自走性） 産業振興及び専門人材育成の一体性 大学組織改革の実現可能性及び実効性	S	A	B	C	D	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業責任者のリーダーシップ及び事業構想が期待できるか</li> <li>事業の加速に不可欠な事務局体制は十分か</li> <li>国費支援終了後も自走できる産学官金の実効的な体制が構築されており、本気度があるか</li> <li>大学改革の展開を後押しできる体制となっているか</li> </ul>		
③	研究開発計画の妥当性	産官学連携の実効性 事業経費の効率的な運用 地域の優位性 事業の先進性 実施スケジュールの妥当性	S	A	B	C	D	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業で強化する大学の研究機能が明確であるか</li> <li>企業等と連携した研究開発体制となっているか</li> <li>研究開発マネジメントは十分に敷かれているか</li> <li>経費が有効に使われるか</li> </ul>		
④	人材育成計画の妥当性	産官学連携の実効性 事業経費の効率的な運用 地域の優位性 事業の先進性 実施スケジュールの妥当性 産業振興及び専門人材育成の一体性	S	A	B	C	D	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の特色のある人材育成プログラムとなっているか</li> <li>強化する研究機能と連動した人材育成となっているか</li> <li>中長期的に若者が来たくなくなるかキリムとなっているか</li> <li>経費が有効に使われるか</li> </ul>		
⑤	大学改革の実現可能性及び実効性	大学組織改革の実現可能性及び実効性 事業の先進性 実施スケジュールの妥当性	S	A	B	C	D	<ul style="list-style-type: none"> <li>大学改革の道筋が明確であり、地域の特色あるものとなっているか</li> <li>先進性があるかどうか</li> </ul>		

【参考】各認定基準の考え方について

認定基準	ポイント	認定基準	ポイント
① 自立性（自走性）	<ul style="list-style-type: none"> <li>計画期間のうち、交付金による支援を受ける期間における事業費積算が妥当であること。</li> <li>計画期間のうち、交付金による支援に頼らずに地域において自走する期間における産官学の費用分担が明確で現実的であること。</li> </ul>	⑥ 産業振興及び専門人材育成の一体性	<ul style="list-style-type: none"> <li>産業振興及び専門人材育成に関する各事業が相互に緊密な連携を有していること。</li> </ul>
② 地域の優位性	<ul style="list-style-type: none"> <li>「地域の見える化」の内容が妥当であること。</li> <li>上記に基づき設定した産業分野や計画に他地域と比較して優位性があること。</li> </ul>	⑦ 産官学連携の実効性	<ul style="list-style-type: none"> <li>計画の円滑かつ確実な実行に必要な産官学の各主体の参画を得ていること。</li> <li>各事業における産官学の各主体の役割分担が明確であること。</li> <li>首長がリーダーシップを発揮し、産学の各主体との緊密な連携体制を構築していること。</li> <li>事業責任者の資質及び経験が十分であり、かつ、計画に適切に関与していること。</li> <li>推進会議に参画する大学が産業振興、専門人材育成及び大学組織改革を効果的かつ効率的に行う基盤を有していること。</li> </ul>
③ KPIの妥当性及び実現可能性	<ul style="list-style-type: none"> <li>産業振興、専門人材育成、若者雇用創出及び大学組織改革に係るKPIを適切に設定していること。</li> <li>地方への新しいひとの流れをつくり、東京一極集中の是正に寄与することが相当程度期待できる内容となっていること。</li> <li>KPIの検証と事業の見直しのための仕組みが整備されていること。</li> </ul>	⑧ 大学組織改革の実現可能性及び実効性	<ul style="list-style-type: none"> <li>国内外のトップレベル人材の招へいなどを含め、大学の特色化のための組織改革が行われ、日本全国や世界中から学生が集まるような「キラリと光る地方大学づくり」が期待できること。</li> </ul>
④ 地域全体への波及性及び大規模性	<ul style="list-style-type: none"> <li>計画の効果が地域全体へ波及するような、大規模な取組となっていること。</li> </ul>	⑨ 事業経費の効率的な運用	<ul style="list-style-type: none"> <li>計画期間のうち、交付金による支援を受ける期間における事業費積算が妥当であること（再掲）。</li> <li>事業内容に応じ、共用可能な研究施設又は設備等が活用されていること。</li> </ul>
⑤ 事業の先進性	<ul style="list-style-type: none"> <li>産業振興、専門人材育成、若者雇用創出及び大学組織改革に関する先進的な計画となっていること。</li> </ul>	⑩ 実施スケジュールの妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>計画の実施スケジュールが妥当であり、円滑かつ確実な実施が見込まれること。</li> </ul>

2. 申請要件		評価	要件
①	【計画区域】 計画の区域が、地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律施行令（平成30年政令第177号）で定める特定地域（東京23区）の外に定められていること。	○・×	申請内容が要件を満たしているかどうか。 「○」：要件を満たしている。 「×」：要件を満たしていない。
②	【推進会議に参画する大学】 推進会議に参画する大学について、以下の要件が満たされていること。 ・学生募集停止中でないこと。 ・本文交付金の申請の前年度のいずれかの時点において、収容定員充足率が85%以上であること。（大学（短期大学を除く）においては、学士課程全体の収容定員充足率、短期大学については、学校全体の収容定員充足率とする） ・「私立大学等経常費補助金」において定員の充足状況に係る基準を除き、本文交付金の申請の前年度に不交付又は減額の措置を受けていないこと。 ・設置計画履行状況等調査において「警告」が付されていないこと。 ・学校教育法（昭和22年法律第26号）第109条第2項の規定に基づき文部科学大臣の認証を受けた者による直近の評価の結果、「不適合」の判定を受けていないこと。 ・大学、大学院、短期大学及び高等専門学校等の設置等に係る認可の基準（平成15年文部科学省告示第45号）第1条第3号の要件を満たしている大学であって、第2条第1号又は第2号のいずれかに該当する者が設置する大学でないこと。		
③	【必須KPIの設定】 KPIとして、以下の項目が含まれていること。 ・計画に関連する産業の生産額等の増加額 ・計画に関連する産業の雇用者数の増加数 ・計画における専門人材育成プログラム受講生の地元就職又は起業数 ・計画に関連する大学組織改革（※）の実現 ※大学の統合再編、学部・学科・研究科・専攻・研究所等の再編、国際共同学位プログラムの創設等		
④	【効果検証手法などのPDCAの整備】 設定されたKPIの検証と事業の見直しのための仕組み（PDCA）が、外部有識者や議会の関与等がある形で整備されていること。		
⑤	【議会への説明等】 議会において、計画の内容（資金計画含む）の審議等を行っている（行う予定である）こと。		
⑥	【実施計画への記載や様式の添付等】 上記①～⑤の他、実施計画や、実施計画に添付する様式等に不備が無いこと。		

3. 総合評価及び採択区分			
総合評価は「S」、「A」、「B」、「C」、「D」の5段階で判定する。	総合評価の目安は以下のとおりである。 ※1 あくまでも目安であり、申請内容を総合的に評価した上で、上位又は下位の総合評価とする場合がある。 ※2 申請要件の項目が1つでも「×」であるものは「C」又は「D」評価とする（「S」、「A」、「B」の総合評価を得るには全て「○」であることが必須）。 ※3 採択に当たって、「S」、「A」の総合評価を得た申請内容についても、条件を付す場合がある。 ※4 本欄においては、表記の明確化のため、総合評価の区分（「S」～「D」）は括弧付きで表記し、個別の評価基準の評価の区分（S～D）は括弧なしで表記することとする。		
	「S」評価	全ての評価基準についてA評価以上であり、かつ、いずれか4項目以上の評価基準についてS評価である場合。	採択相当
	「A」評価	全ての評価基準についてB評価以上であり、かつ、いずれか4項目以上の評価基準についてA評価以上である場合。	
	「B」評価	次のいずれかの場合。 ・全ての評価基準についてB評価以上であり、かつ、総合評価が「S」、「A」のいずれにも該当しない場合。 ・全ての評価基準についてC評価以上であり、かつ、いずれか4項目以上の評価基準についてA評価以上である場合。	採択相当 or 不採択
	「C」評価	全ての評価基準についてC評価以上であり、かつ、総合評価が「S」、「A」、「B」のいずれにも該当しない場合。	不採択
	「D」評価	いずれかの評価基準についてD評価がある場合。	